

1 委員からの意見

0. 今回の改革の必要性

- これまでの改革により上司にゴマをすって出世するような人は皆無になったと聞いたのが印象的。Jリーグ発足時も川淵氏は「時期尚早と言う人間は100年経っても時期尚早と言う」と述べた。このタイミングを逸するべきではない。
- 政府保有株は、経営責任の所在を明確化するため、段階的ではなく、1度に売却すべき。
- 当初、今後あり得る危機に備えるためには時期が早いのではないかと申し上げたが、政府保有株は売却するが、政府の関与や危機対応業務も残すのであれば、今回の改革に賛成。早く進めてもらいたい。

1. 株主資格制限

- 引き続き制限すること、中小企業関係団体を追加することに賛成。5%超保有の際の認可は検討が必要。
- 中小企業の安心感確保の観点から維持することが適切。また、株主集団の性格を変えない範囲で中央会や商工会議所にも株主になってもらうことに賛成。
- 株主資格制限は引き続き設けることが適切。
- 中小企業に限定していく、関係団体まで広げていくというのは委員の一致した意見。

2. 政府関与

- 組合金融、中小企業金融円滑化の観点から引き続き必要。
- 逆戻りに不安があるという声もあり、伝家の宝刀という形で関係者の理解が得られるまでは監督権限を残してもよいが、抑制的な姿勢が望ましい。
- 銀行と同様、一般監督権限や代表取締役の認可は不要ではないか。本当に必要なもののみ政府が関与すべき。

3. 危機対応業務

- 商工中金は実施する、民間も実施してほしいと言っており、引き続きの実施に賛成。その裏付けとして、危機対応準備金についても維持する必要あり。
- 当面必要。他方で、民間ゼロゼロ融資の仕組みもある中、そもそも危機対応業務が必要なのかについては、今すぐではないが別途検証が必要ではないか。
- 現時点で必要であるが、民間の参入状況なども勘案して、その責務は適時適切に見直すべき。
- きちんと法律で義務付けは残すが、永続的なものではなく、中長期的には見直しがありえる。

第4回検討会での議論の整理

1 委員からの意見

4. 特別準備金

- Tier I に算入する形で維持すべき。商工中金は相対的にリスクの高い分野に対応することが期待されている。ただし、必要額を検証する必要がある。
- 財務の「健全性が確保されるに至ったと認められる場合」というのはどういう状況なのか、今がそういった状況に該当するのかをチェックすべき。今返納しないのであれば、「（返納）できる」規定を「するものとする」規定に変更することが必要。
- 当面は維持する必要があるが、徐々に国庫に返していく必要があるのではないか。
- 政府による監督とセットで維持していくのが大宗の意見。「（国庫に返納）できる」規定から改正にも異論はなかった。

5. 商工債

- 今は残しつつも、新規発行は行わない、数年間の経過措置を置いて廃止するといった議論が必要ではないか。
- 廃止して、預金のみで資金調達をしようとする場合、かえって民間との競争になるのではないか。債券市場からのモニタリングという観点でも商工債を残すことには意味がある。仮に廃止するとしても激変緩和措置は必要。
- 資金調達手段を多様化し、徐々に依存度を低減していくべきではないか。
- 引き続き発行は維持。ただし、調達手段は多様化させ、依存度は低下させていく。

6. 業務範囲等

- 民営化を進めていくのであれば、銀行に合わせていく方向に賛成。
- 業務範囲の緩和、規制の厳格化いずれも銀行にそろえていくことに異論はない。この機会に整理すべき。なお、やるべきでないことは法律で規定するのではなく、定款などに書いて、一般監督権限でチェックするというではないか。
- 業務範囲等について銀行法に合わせていくことに賛成。
- 基本的には銀行にそろえていくということで意見は一致していた。

第4回検討会での議論の整理

1 委員からの意見

7. 政府保有株・商中法

- 政府保有株の売却に異論はない。賛成である。準備金も残るため商中法は残す必要がある。今このタイミングで決めるのは構わないが、ある程度ゆとりをもったスケジュール感も必要ではないか。
- 政府保有株は全部売却を進めていけばよい。株を売ったとしても協力関係は確保できる。商中法は準備金なども残るのであれば引き続き必要。
- 政府保有株式は全部売却すべき。商中法は準備金の返還なども見据えるとまだ存置すべき。
- 株の売却には、全委員が賛成。タイミングも今だと思う。

8. 適正な競争環境の確保、9. 連携・協業

- 相談にも来ないような金融機関ではなく、やる気のある金融機関と連携・協業を進めて欲しい。
- 民業圧迫を回避するためには、①イコールフットingの実現、②経営者のコミットメント、③法的担保、④チェックできる仕組みが必要。②については、関根社長が既に明らかにしており、③については、民業圧迫回避規定の存置、連携・協業を進める規定の創設が必要であり、また、④については、主務大臣がフォローする。
- 評価委員会でビジネスモデルは確立できたと評価し、完全民営化の免許は与えた。そうしたビジネスモデル以外の運転をするのであれば、安全な運転ができるかどうかのチェックは必要だが、商工中金はこのビジネスモデルを続けていくと言っており、社外取締役などが、民業圧迫回避規定、連携協業規定に照らしてチェックすればよい。
- 関根社長の考え(連携・協業の義務化は弊害が出てくるおそれ)も踏まえつつ、検討して欲しい。
- 民業圧迫回避の観点を強調しすぎると、競争政策上問題があるとは思いますが、制度上も措置すべきとの意見で一致。

10. 連携・協業レビュー

- 現在、商工中金は、各金融団体と定期的に意見交換を実施しているが、どうせやるのなら、各金融団体が一堂に会する意見交換の場の設定を行う方が効果的であり、より透明性が高い方法だと思う。
- DBJのアドバイザリーボードのような仕組みの提案もあったが、本質は支店同士、地域単位のコミュニケーションを高めること。そこで出てきた話を取締役会で審議し、主務大臣に報告するというのではどうか。民間金融機関の懸念は低利競争。評価委員会で提示した約定金利について、例えば、県別で公表する、主務大臣に報告することでチェック機能を働かせてはどうか。
- 今後は株主によるガバナンスが重要。アドバイザリーボードを作るのではなく、地域でしっかりとコミュニケーションをすることが重要。情報開示の強化には賛成する。
- 法律が残り、政府関与があるのであれば、第三者機関を設置して屋上屋を重ねるのではなく、株主がガバナンスを効かせ、政府がレビューするという方向。